

将来にわたって安定した水道・下水道サービスを提供するために

令和2年10月から

水道料金・下水道使用料を改定します

水道は、飲料や炊事、洗濯、入浴などに使用される私たちの生活にはなくてはならない重要なライフラインです。また、下水道は、快適で文化的な生活を送るために欠くことのできない社会インフラとなっています。

しかし、人口減少や節水機器の普及などにより水道料金などの収入が毎年減り続け、水道や下水道を運営する会計は、一般会計からの補助金なしでは維持できない状況となっています。

今後さらに人口減少が進み、収入減による歳入不足の拡大が予想される中、老朽化した施設の更新や借入金の返済などによる過大な支出が見込まれています。

将来にわたって、市財政の健全を維持し、市民サービスを低下させることなく、安定した水道および下水道事業の運営を目指し、令和2年10月から水道料金および下水道使用料を改定します。

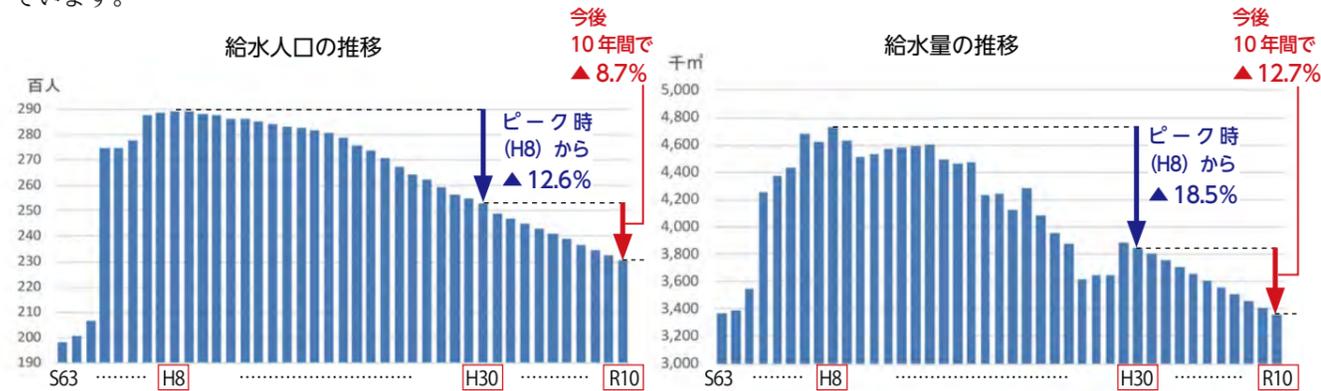
水道のしくみと現状



1. 水道料金収入の減少

人口減少に伴い、水道を利用する給水人口が減り続け、さらに節水機器の普及も重なって給水人口の減少以上に水道の使用量が減少しています。

人口・水量ともに平成8年度のピーク時に比べて、平成30年度は給水人口で12.6%減、給水量で18.5%減となっています。この傾向は今後も続き、10年後の令和10年度の給水人口が8.7%、給水量は12.7%減少すると予想されています。



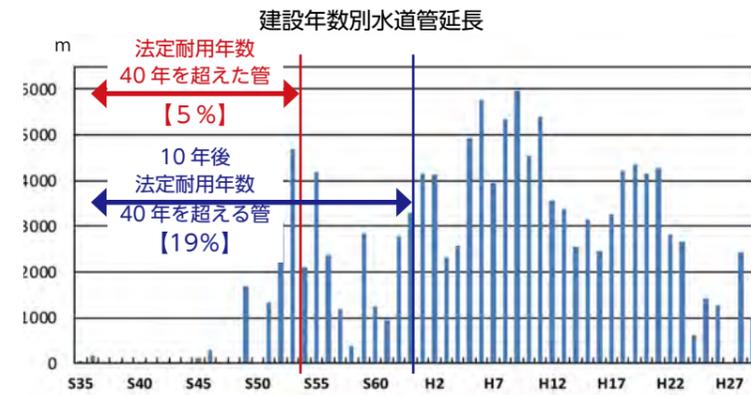
給水量の減少に伴い、料金収入が年々減ることが予想されます。

令和元年度 4億8,700万円
令和10年度 4億3,100万円

10年後には、6,100万円の減収
10年間累計で、3億7,900万円の減収

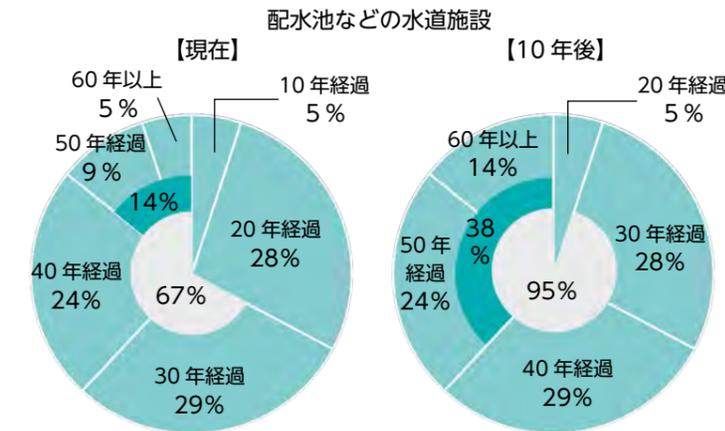
2. 水道施設の老朽化

昭和27年から整備が始まった本市の水道は、古いもので既に60年を超えている施設もあり、老朽化が著しいことから、水道水の安定供給を図るためには、計画的な更新が必要となっています。



市内には約270kmもの水道管が道路の下などに埋まっています。水道管の耐用年数は40年ですが、それを超える管が平成30年度末で5%、10年後には19%と加速度的に増加します。この水道管を全て更新するには約80億円が必要で、40年間で割ると毎年約2億円ずつが必要となります。

平成30年度には、老朽化に伴う漏水が91件発生しています。これは、ひと月に約7.6件（一週間に約2件）発生している計算になります。



水道水を各家庭や事業所などに送水するためには、水道管だけではなく、福井県が運営する浄水場からの水を受け取る受水場や、水道水をいったん貯め、ポンプを使って各家庭などに配水するための配水池などの水道施設が必要です。

これらの施設のうち、大規模改修が必要な耐用年数30年を経過している施設は、今後10年間で95%を占めることとなり、約11億円の改修費用が必要となります。

3. 水道事業会計の収支状況

水道事業は、利用者から頂く水道料金や手数料などの収入により運営し、一般会計とは独立した企業会計として経理しなければなりません。しかし、市の水道事業会計は、水道料金収入などの減少により、一般会計から毎年多額の補助金を繰り入れなければ維持することができない状況にあり、平成30年度には1億3,300万円もの赤字補てんを受けています。今後は、さらに料金収入が減少する中で老朽化した施設を更新していく必要があることから、一般会計から受ける補助金も増えることとなります。

このため、一般会計の財政安定による市民サービスの維持と安心・安全な水道事業を運営するため水道料金を改定することにしました。

水道料金を改定します

区分	新料金	現行	引き上げ額
基本料金（10mまで）	1,300円	1,100円	200円
超過料金（1mにつき）	165円	155円	10円

【標準的な家庭（20m）の料金（1カ月当たり）】

現在 基本料金 1,100円 + 超過料金（20-10）m × 155円 + 消費税 10% = 2,915円
令和2年10月から 基本料金 1,300円 + 超過料金（20-10）m × 165円 + 消費税 10% = 3,245円

増加額 330円

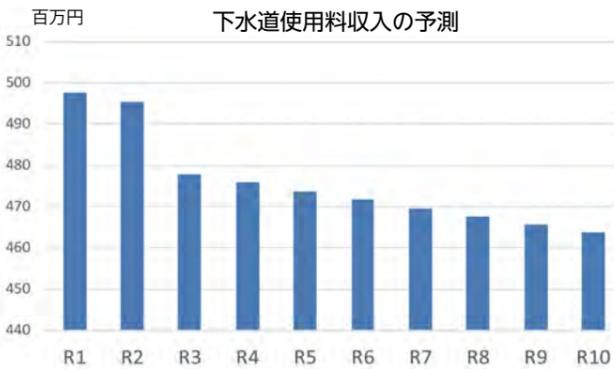
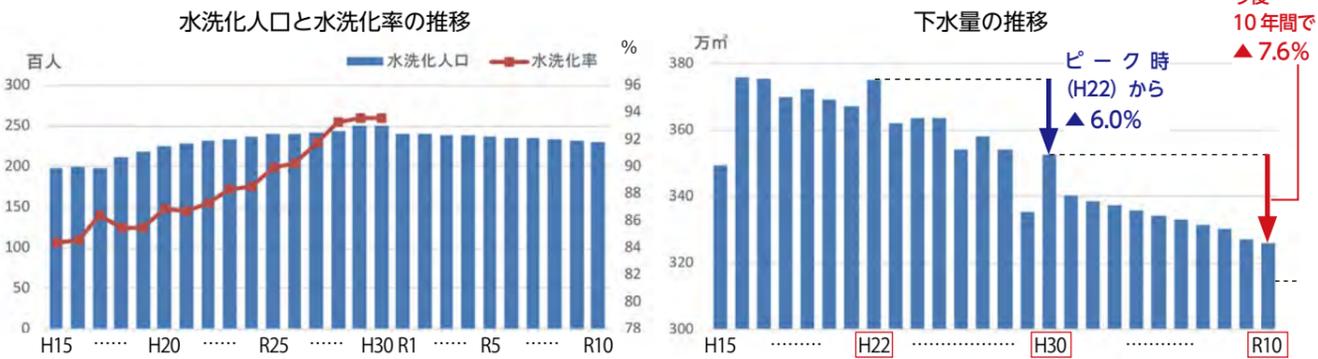
下水道のしくみと現状



1. 下水道使用料収入の減少

市の下水道は、昭和55年から整備が始まり、昭和59年度から供用を開始しました。下水道を利用できる水洗化人口は、平成29年度のピーク時で2万5,052人となり、水洗化率も毎年上昇し、平成30年度末では93.6%の人が下水道に接続しています。

しかし、水道事業と同じく節水機器などの普及の影響で、排水される下水の量は年々減少し、平成22年度のピーク時に比べ、平成30年度には6.0%減少し、10年後の令和10年度にはさらに7.6%減少すると予想しています。



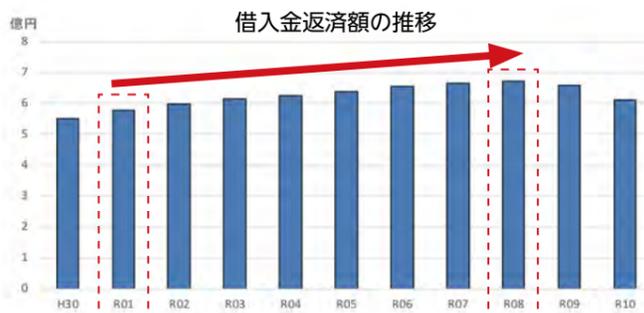
下水道使用料についても、水道料金と同様に、下水の量の減少に伴い、今後は使用料収入が年々減ることが予想されます。

令和元年度 4億9,700万円
令和10年度 4億6,400万円

10年後には、4,000万円の減収
10年間累計で、2億7,500万円の減収

2. 下水道施設建設に伴う借金返済

市の下水道施設は、昭和55年から整備が始まったことから、法定耐用年数を超える下水道管はなく、それ以外の施設の老朽化もそれほど進んでいません。しかし、生活環境の改善や河川などの水質改善を目的に、国から早期の整備を求められたことから、日本の社会情勢が好景気で金利の高かった昭和末期から平成初期にかけて、多額の借入れを行い、集中的に工事を推進してきました。



この借入金の返済額は、今後さらに増大します。これは、令和元年度の使用料収入約5億円より大きな額となっています。

令和元年度 5億7,800万円
令和8年度 6億7,100万円

10年間の返済額は63億1,400万円

3. 下水道事業会計の収支状況

下水道事業も水道事業会計と同様に、利用者から頂く下水道使用料や受益者負担金などの収入により運営し、一般会計とは独立した経理をする必要があります。しかし、下水道使用料収入の減少により、一般会計から毎年多額の補助金を繰り入れなければ維持することができない状況にあり、平成30年度は1億2,200万円もの赤字補てんを受けています。今後は、使用料収入減に借入金の返済も重なって、赤字額が膨れ上がることが予想されます。

このため、一般会計の財政安定による市民サービスの維持と、健全な下水道事業を運営するため下水道使用料を改定することにしました。

下水道使用料を改定します

区分	新使用料	現行	引き上げ額	
一般汚水	基本使用料 (10㎡まで)	1,400円	1,200円	200円
	超過使用料 (1㎡につき)			10円
	10㎡を超え30㎡まで	135円	125円	
	30㎡を超え50㎡まで	145円	135円	
50㎡を超え100㎡まで	155円	145円		
	100㎡を超える分	165円	155円	
公衆浴場汚水	基本使用料 (10㎡まで)	1,400円	1,200円	200円
	超過使用料 (1㎡につき)			
	10㎡を超える分	65円	60円	5円
温泉汚水	1鉱泉井につき	28,500円	26,000円	2,500円

【標準的な家庭 (20㎡) の使用料 (1ヵ月当たり)】

現在 基本使用料 1,200円 + 超過使用料 (20-10) ㎡ × 125円 + 消費税 10% = 2,695円

令和2年10月から 基本使用料 1,400円 + 超過使用料 (20-10) ㎡ × 135円 + 消費税 10% = 3,025円

増加額 330円

市ではこれまで、水道メーターの隔月検針の導入や人員の削減、公共下水道事業と農業集落排水事業の統合など、さまざまな経費削減策を講じてきましたが、一定の成果は見られたものの、両事業の健全化には至っていません。

水道事業は、昭和47年度に龍ヶ鼻ダム (当時は山口ダム) 建設認可に当たって、安全で安心な水道水を確保するため国への要望を行い、高度経済成長期の昭和53年度に将来の利用水量の予測を基にダムの容量が決められました。その後、人口減少や経済情勢の変化もあって、現在では県から受け入れる水量に多くの余剰が生じています。この余剰水量の削減を県に要請していますが、ダムや浄水場などの建設に伴う借金返済が完了していないことから、現時点では水量の削減についての回答は得られていません。市では、引き続き、福井県に対して供給単価の引き下げと水量の適正化を要請してまいります。

今回の改定は、市財政の健全性を維持することにより、住民サービスを低下させないことを目的に行うものです。市民皆さまのご理解をいただきますようお願いいたします。